

Title	国際連合と非政府組織
Sub Title	Non-Governmental Organizations at the United Nations
Author	加藤, 俊作(Kato, Shunsaku)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1983
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.56, No.3 (1983. 3) ,p.105- 125
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	内山正熊教授退職記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19830328-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

国際連合と非政府組織

加藤 俊 作

はしがき

一 ECOSOC以外の機関でのNGO—国連関係

1 ECOSOC以外の国連機関での経済、社会事項の審議

二 ECOSOC決議一二九六(XLIV)に基づく協議関係

1 ECOSOC決議一二九六(XLIV)の採択

2 一九六八年—一九九九年の国連NGOの再審査

3 一九七八年の国連NGOの再審査

むすび

はしがき

今日一部非政府組織 Non-Governmental Organizations (以下NGO) コミュニティの間には現在のNGO—国際連合(以下国連) 関係に不満があるといわれるが、それを大別すれば次の二点に要約することができるであろう。即ち、第一は憲

国際連合と非政府組織

一〇五 (三五三)

章第七一条に基づいて経済社会理事会 the Economic and Social Council (以下 ECOSOC) に諮問的地位を認められた NGO (以下国連 NGO) が現行の ECOSOC 決議 一二九六 (XLIV) に定められた方式で実際に ECOSOC およびその下部機関との間でもたれている協議的關係についてであり、第二は憲章に全く規定のない ECOSOC 以外の国連の主要機関、特に総会 (通常総会および特別総会) やその下部機関、また国連によつて招集されるアド・ホックの世界会議などと NGO との協議關係についてである。

国連憲章第七一条は NGO が公式に協議のための取極を結ぶ国連の機関を ECOSOC と定め、しかもその対象を ECOSOC の権限内にある事項に限定している。⁽¹⁾ 従つて前述の第二の立場に関し、この条項は NGO が国連の活動に参加しようとする場合二つの問題を提起する。一つは NGO が国連の ECOSOC の権限外の活動に参加しようとする場合に生起する問題であり、二つは ECOSOC の権限内の事項であつてもそれが ECOSOC 以外の機関、例えば総会やその下部機関で取上げられた場合、それへの実質的な参加が阻まれるという問題である。前者の代表的なケースとしては、例えば軍縮、アパルトヘイト、非植民化などの諸問題があげられるが、ここでは特に軍縮との関連で NGO — 国連關係をみることにする。

一 ECOSOC 以外の機関での NGO — 国連關係

国際連盟規約は連盟と NGO との關係について何らの規定も設けなかつたが、連盟の際の NGO の協議の対象は連盟の活動の全域にわたつていた。⁽²⁾ しかし国連においては「軍縮」という問題は ECOSOC の権限外の事項、即ち安全保障理事会 (以下安保理事会) の管轄下の事項であり、従つて国連内で三〇年以上も軍縮に関し NGO が行なつてきた仕事はすべて非公式のものであつた。しかしこれまで総会や安保理事会自身折にふれて NGO に必ずしも経済的、社会的事項とは關係のない

分野で種々の要請をしてきた。⁽³⁾しかし、例えば特別政治委員会とかアパルトヘイト特別委員会や総会の第一委員会（政治委員会）などはNGOの介入を奨励することはもとよりこれを支持することにも極めて消極的であつた。軍縮審議はこれまで伝統的に第一委員会で行なわれてきたのである。⁽⁴⁾

一九七四年九月に国際平和ビュローはイギリスのブラッドフォードで国際会議を開き、世界軍縮会議の開催を要請する勧告を採択した。（ブラッドフォード提案）なかでも特に注目すべきことは、「NGOの参加」に関する勧告であつてこれは次のようにのべていた。

「国連の諸機関、諸会議は主として政府代表によつて構成されている。もし、この従来の方法が適用されるならば世界軍縮会議もそのような政府代表のみによつて構成されることになるであろう。諸国政府はそれぞれの軍事的地位を維持することを望む傾向にある。また、殆んどどの政府の軍縮政策は国家軍事諸機関と軍事同盟によつて支配されるか、あるいは強く影響を受けているため非政府部門が会議、その準備と組織化に直接参加するように招請されることが決定的に重要である。」

「……同会議のあらゆる準備段階および本会議それ自体に（投票権を除く）参加の全権限をもつた三〇を下らないNGO代表の参加を定めた規定を作るべきである。……」また同宣言は「非政府部門が国連や諸政府、NGOおよび会議それ自体に提出するための文書の準備と配布に着手できるように、また、同会議に非政府部門が適切かつ十分に代表されるような適切な基金が国連を通じて諸政府により、また国連それ自体によつて提供されるべきである。⁽⁵⁾」この宣言はその後多くのNGOによつて支持された。⁽⁶⁾

一九七五年一月総会は決議三四八四（XXX）により「軍縮の分野における国連の役割再検討アド・ホック委員会」を設立した。NGOコミュニティはこれを軍縮の分野へのNGOの参加を制度化する一つの機会とみてこれに期待をかけた。このアド・ホック委員会はNGOに理解の深いスエーデンのインガ・トルセン夫人の議長のもとで一九七六年に三会期間か

れた。同年六月、一三の国連NGOが七項目の提案を含むNGOの役割強化に関する公式の覚書を提出した⁽⁷⁾。しかし結局同委員会は一年にわたつて作業をしたにも拘らず軍縮の分野でNGOに役割を与えることに全く否定的で、NGOが非公式に同委員会を傍聴するという提案さえも実行されなかつた。そればかりか同委員会は軍縮に関し、国連の役割を強化するための広範な提案をすることもなく、ただ一連の極めてひかえめな、しかも周辺的な提案をするに留まつたのである⁽⁸⁾。

結局NGOが軍縮に関して国連において公式の役割を認められたのは一九七六年二月二日に第三一回総会において一九七八年五月、六月ニューヨークの国連本部での軍縮特別総会の開催が決まり、そのために設置された五四カ国準備委員会と同特別総会においてであつた。準備委員会の第一会期の開会に当りワルトハイム事務総長は「世界世論や世論の動員に積極的な政府組織やNGOも関りをもつべきだ」とのべたが、閉会に際し委員長はビュロー(委員長、八カ国からでた副委員長、ラパトルの計一〇名で構成)はこの問題を検討してその勧告を第二会期に提出することを約した⁽⁹⁾。

一九七七年五月第二会期が開始されるや、冒頭委員長はNGOの役割について一つの声明を行ない、そのなかで彼はビュローが全会一致で次の三点の提案に賛成したことを報告した。

(1) 問題を熟知した世論は、国内的であれ国際的であれ、軍縮分野での進展に重要な貢献をもたらす。軍縮分野への献身および関心が著名であり、本委員会構成国にも許可されているNGOは、軍縮についての世論を喚起するうえで建設的、刺激的役割を果たしうるであらう。

(2) 本委員会の委員は、委員会の作業の進展を密接にフォローするとのNGOの関心を喜んで実現し、この連合はNGOの代表がこの会議室に継続的に席を占めることによりさらに強化されるであらう。

(3) NGOと個々の代表との接触、意見交換は重要であるが、NGOの貢献に関する知識の取得を容易にするため、ビュローはNGOより提供され、一般に配布されている文書のリストを準備する。このリストは文書および他の付属文書を代表団が入手しうる場所を示すものである⁽¹⁰⁾。

委員会はこの提案をコンセンサスで採択した。NGOは早速彼らに認められたこの新たな特典をフルに活用した。⁽¹¹⁾さらに同年九月に開かれた第三会期の際イギリスのデリック・アッシュ大使は「軍縮に関連のあるNGOは既に彼らが準備委員会で受けていたと同様の便宜を特別総会においても与えられるべきだ」との勧告を同委員会が総会に提出することを提案、これもコンセンサスで採択され、⁽¹²⁾この勧告は同年一二月第三二回総会で承認された。翌一九七八年二月、国連本部で開かれた準備委員会の第四会期でデリック・アッシュはさらに「NGOの仕事の価値を認め、また世界の人々の間に軍縮についてのより広範な理解を促進する手段として本特別総会とNGOとの間により直接的な関係をもたせるために適当な取極がなされるべきである」と発言、「NGOが総会で発言できるようにするために何らかの手段が見出されるべきである」と示唆した。イギリス代表のこの提案は同年四月の準備委員会最後の第五会期で決定され、それはさらに五月二三日の特別総会の冒頭で承認され、⁽¹³⁾二五名のNGO代表と六名の平和研究機関の代表が各国代表の一般討論終了後の全体委員会で国連史上初めて公式に発言することになったのである。⁽¹⁴⁾第一回軍縮特別総会においてNGOおよび平和研究機関が果たした役割については総会の最終文書においても評価されたが（同文書第二二八項）同総会の開催に当たつてのNGOの活動はニューヨークの国連本部におかれたNGO軍縮委員会とジュネーブの特別NGO軍縮委員会を通じて調整された。

このような軍縮・平和に関するNGOの国連活動への参加は一九八二年六月七日から七月九日にかけて開かれた第二回国連軍縮特別総会において一層顕著にみられた所である。特に同総会におけるNGOデー（六月二四日、二五日）の発言者数は七九名と前回に倍増した。⁽¹⁵⁾しかしこれ程NGOが軍縮・平和の面で国連の活動に参加し公式文書で評価されながら未だに国連の関連機関との間には公式の關係は確立されるにいたっていない。NGO軍縮委員会の発行する「軍縮タイムズ」はその社説でこれらNGOの国連内での活動を合法化する手段として軍縮・平和NGOに現在ECOSOCに諮問的地位を認められているNGOと同等の特典を与える旨の文章を現在審議中の包括的軍縮計画（CPD）案中或いは第三七回通常総会で採

扱する決議案中に挿入することによりそれらNGOが合法的に国連の各種機関内で軍縮に関する活動ができるようにすることを提案しているが、⁽¹⁶⁾未だ実現をみていない。

1 ECOSOC以外の国連機関での経済、社会事項の審議

以上のように今日NGOとECOSOC以外の国連の主要機関との間に正規の関係が確立されていないためECOSOCで討議されてきた問題が最終の決定段階で総会に移されその結果一番肝心な時にNGOがその問題に関与できないという問題と今一つ主要な経済、社会問題がECOSOCで取上げられずに総会やその下部機関で取上げられ、そのためそれらがECOSOCの権限内の事項でありながらNGOが関与できないという問題があり、そのこともまた実質的にNGOが合法的に国連の活動に関与する幅を狭める結果となっている。

憲章は第六〇条でECOSOCが総会の権威のもとにわかれていることを規定しており、事実ECOSOCはより重要な諸問題の最終的決定に当って総会にそれを移す傾向がある。そしてひとたびその問題が総会やその下部機関に移されると最早NGOはその問題に直接接近できず、最終的決定がなされようとする段階で彼らの見解を提出することができない。国連NGOは経済、社会問題が議題となつている場合はいつでも総会の公式会合の間席を与えられ、文書に接近する便宜が認められている(「ECOSOC決議一九六(XLV)第四六項(f)」。⁽¹⁷⁾それだけではない。総会決議のあるものは、総会の各種委員会のメンバーである政府代表のためにNGO代表によつて起草されている。それにも拘らずNGOと総会の間には何らの公式の関係が存在しないためNGOには合法的に文書による陳述書を提出したり、或いは口頭による申入れをする確立した手続は存在しない。このことは当然に国連の招集するアド・ホックの世界会議や各種の委員会、例えばNGOにとつて重要なECOSOCの改革を検討している「国連制度における経済社会部門の改革アド・ホック委員会」などについても同様

(18)
である。

一方後者については既に一九五〇年代なかばから主要な問題が ECOSOC から総会およびその下部機関に移るといふ傾向がみられたが、一九六〇年代に入り A・A 諸国加盟国の急増はその傾向を加速させる結果となつた。当時 ECOSOC の理事国は一八カ国でしかも新規加盟国が理事国に選出される機会が極めて限られていた。そこでこれら加盟国は一方においては ECOSOC の理事国の増員とそこでの公平な地理的配分の実現を目指すとともに他方そこでの多数派を形成するに至つた総会に経済、社会問題を移す努力を開始した。結局前者については一九六五年八月憲章第六一条の改正が実現し、ECOSOC の理事国数は一八カ国から二七カ国に増員され、その構成についても理事国の公平な地理的配分の原則に基づいて改められた。(19) その事は ECOSOC の下部機関である社会委員会や NGO 委員会の構成にも反映され、そこでの審議の対象である国連 NGO のあり方にも影響を及ぼすことになる。また後者については、総会の第二委員会(経済、財政)および第三委員会(社会、人道、文化)で経済的、社会的諸問題を積極的に取上げた。また一九六〇年代以降各種の補助機関や新計画が総会のもとに数多く発足した。(20)

二 ECOSOC 決議二二九六(XLIV)に基づく協議関係

既に国際連盟の時点においてもその後期には連盟事務局、なかんずく加盟国政府には連盟発足当初にみられた NGO に対する良きパートナーとしての協議的態度が後退していたが、連盟に代る新国際機構たる国連の創設に当つても一九四五年サンフランシスコ会議に集つた各国政府代表は決して NGO を制度的に国連に参加させることに積極的ではなかつた。NGO との協議取極を規定した憲章第七一条の成立過程からもそれは理解されるであろう。(21) このような経過のもとに設定された NGO — 国連関係において国連 NGO が国連制度に占める地位やそこで果たすべき機能や役割に関し国連事務局職員、加盟国

政府代表およびNGO代表の間にコンセンサスが成立しているとはいえないであろう。しかし大別して二つの基本的に異なつた見解がもたれていることは明らかである。即ち、第一の見解は、国連NGOは本来国連の政策の実施を助け、技術的、専門的アドバイスを行ない、国連の目的や活動を広報し、国連を支持する世論を動員する、いわばNGOを国連の附属物ないし附属機関とみなす見解であり、CONGOの第三回総会報告書によれば、あるNGO代表は残念ながらこれが国連におけるNGOに関する支配的見解であるとし、「国連は主としてNGOの基金、情報、専門的意見および報道のネットワークに彼らが接近することを容易にするための……チャンネルを作ることに関心をもっている。国連は自分の思い通りの条件で『奉仕される』ことを好むが『政策形成のレベルで効果的なNGOの協力を許したり、或いはNGOに奉仕する』ことには益々消極的である」とのべている⁽²²⁾。これに対し、第二の見解はNGOは本来国家政府やIGO(政府間組織)と対等の存在であり、独立し、自治能力をもち、もし必要とあれば自由に政府や国連を批判し、これに反対することのできるものとする見解である⁽²³⁾。

第一の見解をもつ者はNGO代表者にもあり、この二つの見解は事実上平和的に共存している。しかもしばしば加盟国政府やあるNGO代表もこれら二つの見解の間を動揺する。例えば、ある政府はNGOの国連や加盟国政府批判の問題で矛盾した立場をとつてきた(後述)。NGOを国連の批判者とみる見解と無条件の支持者とみるこの二つの見解の間の動揺は一九五〇年代から今日まで続いており、それは第三世界の加盟国の増大と社会主義国家や第三世界諸国に本部をもつNGOの増加によつて一層複雑化している。このような国連NGOについての見解の混乱はこれまでの過去二回にわたるECOSOCによる国連NGOの再審査(一九六八年～一九九年および一九七八年)の過程ではつきりと示された。以下これら二回にわたる再審査の過程を通し、特に最も論争点をはらんだ人権NGOを中心に国連NGOの問題点をみてみたい。

一 ECOSOC 決議 一二九六 (XLI V) の採択

前述のように ECOSOC はこれまで二回国連 NGO の再審査を行なつたが、いずれの場合もその基礎としたものは「NGO との協議取極」を定めた ECOSOC 決議 一二九六 (XLI V) であつた。そもそも一九六八年と一九六九年の国連 NGO の再審査問題は一九六七年に NGO 委員会で起つた論争 (後述) が発展して新規の協議取極を定めた ECOSOC 決議 一二九六 (XLI V) の採択となり、そこにタンザニア代表が同決議に基づく国連 NGO の再審査の要求をだしたことに端を発している。

決議 一二九六 (XLI V) が一九六八年に発効するかなり以前の一九五〇年七月の ECOSOC の第一一會期においてそれまでカテゴリー B の諮問的地位を認められていた国際民主法律家協会 (IADL) と国際ジャーナリスト連盟 (IOJ) および世界民主青年連合 (WF DY) の三組織のうち前二者が米英の強い主張によりその諮問的地位を撤回され、後者がカテゴリー B からレジスターに降格された。⁽²⁴⁾ アメリカ代表はその撤回を勧告するに当つて、彼らの諮問とは専ら人權委員会に純然たる宣伝に過ぎない苦情を送りつけることであり諮問的地位を継続する理由がないというにあつた。⁽²⁵⁾ そしてさらに一九五四年 ECOSOC の第一七會期で新たに今一つの組織、婦人国際民主連合 (WIDF) が同じく「同組織は、国連それ自体に対する悪意に満ちた宣伝のキャンペーンを続けてきたが、これは諮問的地位と全く両立しがたい」とするアメリカ代表の主張によりカテゴリー B の地位から追放された。⁽²⁶⁾ IADL, WF DY, WIDF の三組織は繰返しカテゴリー B への復帰を申請したが、その都度否決された。

しかしここで一つの変化が国連に起つた。即ち、一九六三年二月七日国連総会は、憲章第六一條を改正し、ECOSOC の理事国を一八カ国から二七カ国に増員する決議 (決議 一九九一 B (XVIII)) を採択、それは一九六五年八月三十一日正式に発効した。それに伴つて ECOSOC はその翌一九六六年決議 一〇九九 (XLI) を採択 (提案国、インド、ソ連、タンザニア)、N

GO委員会の構成メンバーが七カ国から一三カ国に増員され、しかも理事会(ECCOSOC)の理事国の公平な地理的配分に
 応じて、その時点のECCOSOC理事国から毎年選挙されるA・A諸国から五カ国、西欧諸国その他から四カ国、ラテンア
 メリカ諸国から二カ国、東欧諸国から二カ国の代表で構成されることになった。⁽²⁷⁾ NGO委員会のメンバーの増加とその構成
 の変化はその後の国連NGOのあり方に少なからざる影響を与えることになる。⁽²⁸⁾

一九六七年三月から四月にかけてNGO委員会が開かれ、新たに諮問的地位を求める組織およびWIDFとIADLを含
 む再申請組織計一二組織が討議の対象となつた。アメリカ代表W・M・コチニグは前記二組織は真のNGOとはいえず、
 それらの政策はある一カ国から指示されていると論難、これに対し、IADLのメンバーであり、同時に同委員会のソ連代
 表でもあるE・N・ナンノフスキーは幾つかの組織がアメリカのCIAから金を受取つているとの新聞報道に言及し、また
 IADLが全世界の異なつた政治・経済制度の国からのメンバーで構成された公正な組織であると弁護した。⁽²⁹⁾

またチエコスロバキア代表のルデク・ハンドルは国際人権連盟(ILRM)⁽³⁰⁾が社会主義諸国家に対して「悪意ある」しか
 も「偏向した」攻撃を加えることによつて諮問的地位を誤用していると非難し、アメリカの外交政策の利益のためにスパイ
 やその他の秘密活動を遂行するためCIAに利用され、また財政援助を受けていると主張した。タンザニア代表のワルド・
 E・ワルドローラムゼイは「もし『政治的理由で』IADLの諮問的地位が認められないならば、同国はECCOSOCの
 次の会期で委員会の決定をくつがえし、理事会と全NGOの関係を停止させ、加入の基準を再検討して新基準を審議し、特
 に政府とNGOの関係および『政府の不当な影響力』の問題の立場から諮問的地位にあるNGOの性格と活動を再審査する
 ための決議を提出するであろう」と警告した。結局委員会はWIDFにカテゴリーBの地位への推薦を可決し、IADLの
 要求は否決した。⁽³¹⁾ しかし一九六七年五月八日から六月六日まで開かれたECCOSOCにおいてNGO委員会提出の決議案は
 表決の結果修正され、WIDFとIADLにそれぞれカテゴリーBの地位が認められた。⁽³²⁾

またこのE C O S O Cの会期にタンザニア代表が提出した決議案(E/L, 一一五九)の審議を巡る討議の過程で多くの問題が提起された。例えば国連NGOが西側に偏り、ここ数年の国連加盟国の大きな変動を正しく反映していない。発展途上国や社会主義諸国に基礎をおく多数の組織が「不適格」とみなされている。また多くの国連NGOの国連に対する貢献度についても疑問がだされた。再度ある組織がCIAから金を受取つているとの新聞報道が引用され、特定政府の「不当な影響力問題」が提起された。また決議二八八B(X)⁽³³⁾に規定された諮問的地位のカテゴリの定義の不明確なことや同決議が諮問的地位の撤回について何らの規定もないことについての関心も示された。⁽³⁴⁾ 結局インド、クウェイト、リビア、スエーデン、タンザニア、アメリカを共同提案国として同決議案の修正案が理事会に出され、それはさらに修正を受けて一九六七年六月六日の最終日に決議一二二五(XLII)として満場一致採択された。⁽³⁵⁾ この決議は「経済的、社会的および関連分野」におけるNGOの貢献の強化を強調する一方、決議二八八B(X)に設定された諮問的地位への承認の基準が「国際社会international community」における今日の経験の現実と合つておらず、また各種カテゴリへの承認のための諸要件の間に明確な区別がなされていないことをのべ、さらに異つた見解や考えをもつNGOをできるだけ広く代表させる必要性を認めた。また組織の「非政府的性格」を守り、「政府の干渉を受けない自由な見解の表明」を確保することへの関心がのべられていた。

そこで委員会は決議二八八B(X)に設定された諮問的地位への承認の基準の再検討、それぞれのカテゴリに対する諸要件の再定義、組織が享受している便宜と特典、諮問的地位の停止と撤回のルールの策定、諮問的地位をもつNGOからの彼らの現在の活動と財源に関する情報の要求などの仕事を課せられた。⁽³⁶⁾

その結果一九六七年一月七日から翌六八年五月まで続いた委員会の会合でNGOとの協議取極に関する二つの決議案が米ソから出され、討議の結果五月三日決議二八八B(X)に代る決議が全会一致で採択され、それは同年五月二三日E C O

SOCで同じく全会一致で採択され、決議一二九六(XLIV)となり、新たなNGOとの協議取極が決定したのである。⁽³⁷⁾

2 一九六八年—一九六九年の国連NGOの再審査

NGO委員会はECOSOCが一九六八年五月二三日に決議一二九六(XLIV)として採択した協議取極の改正を勧告する仕事に着手し、さらに決議一二二五(XLII)が委任した再審査を開始した。この再審査の進行中の一九六九年一月NGO委員会の構成メンバー一三カ国中六カ国が変わりスエーデンに代つてインドが委員長席につき西側がそれまでの多数派の立場を失い、再審査の雰囲気を変える原因になつた。例えば、一九六八年には諸決定がコンセンサスでなされるといつた雰囲気であつたが、一九六九年の改選後は特定のNGOについては個別に投票がなされ、ソ連ただ一国で四九回の個別投票を要求した。⁽³⁹⁾そして主要な人権NGOに攻撃を集中した。

再審査の間討議は不当な政府の影響下にあるNGO、NGOの地理的不均衡およびNGOの加盟国に対する不当な攻撃の問題に集中した。しかし強調点が移動し始めた。例えば、あるNGOがCIAから金を受取つていると問題にして再審査を提案したタンザニア代表は次のように発言した。「再審査が進むにつれて、本質的にNGOは唯それらの国内支部を通してのみ特定政府機関の浸透を受けること、および国際レベルではそれらはそのような浸透には責任がなく、それらの仕事や手続に干渉することは不可能であることが明らかになつた。それ故にかなる組織もCIAによる浸透を黙認したということで非難されなかつた。しかし、一四か一五の組織はある程度CIAと関係していたことを認め、またそれらは何らかの干渉をもたらすことになつたと思われる過程を取除く努力をすることに同意した。」⁽⁴⁰⁾しかし依然として残された問題は国連NGOの地理的不均衡の問題である。ブルガリアとソ連代表は共同声明を出し、その中で同委員会が審査した一六六の組織中九〇%以上が西側諸国に本部をもち、これに対し社会主義国に本部をもつ組織が二組織、ラテンアメリカ諸国に七組織、アジア諸

国に六組織、そしてアフリカには唯一組織があるにすぎないと指摘している。⁽⁴¹⁾

この再審査の討議の過程でNGO委員会およびECOSOCにおいて政府代表の最も激しい攻撃の対象になったものはユダヤ人、カソリックおよび人権擁護の諸組織であった。特に人権問題は、多くの場合その侵害者は政府自身であり、その結果しばしば人権擁護組織は不可避免的に政府の批判者になる。そのような批判に直面した政府はこれを問題にし、例えば憲章第二條七項に言及し、またECOSOC決議一二九六(XLIV)第三六項(b)⁽⁴²⁾を引用してこれら組織に攻撃を集中する。そしてその場合、その論難の内容は対象とする組織によつて異なるが、唯一つだけいづれにも共通している点は、彼らは一方では例えばパレスチナ難民や南アフリカのapartheid政策の犠牲者にみられる最もひどい人権侵害について口を閉していながら加盟国に対するいわれのない政治的動機に基づく行動に従事し、内政に干渉している、とするものであつた。⁽⁴³⁾

前述のように一九六八年と一九六九年の国連NGOの再審査の過程で人権組織に対し最も激しい攻撃を加えたのはソ連であつたが、その主張はブルガリアそして時にアラブ諸国によつて支持された。ソ連は、例えば国際法律家委員会(ICJ)、国際人権連盟(ILRM)や国際人権連合(IFRM)等の人権擁護組織を取上げ、このような組織に諮問的地位を認めるべきでないとした。⁽⁴⁴⁾このような攻撃に対し西側諸国およびウルグアイはそれらの組織を擁護したが、概して加盟国は自国が批判の対象になつていない場合でもNGOによる加盟国に対する批判に対しては神経質であつてソ連、アラブ・プロットの主張に同意していなかつたにも拘らず、相対的に沈黙を守り、その結果反NGO勢力の力が強められ、論争を両極化することになつた。⁽⁴⁶⁾

しかし一方この再審査はNGOが行なつている多方面の有意義な活動に光をあて、これまで国連NGOに批判的であつた多くの第三世界の国々のNGOに対する態度を変える役割をも果たした。⁽⁴⁷⁾国連NGOに対するこのような評価の変化が一九六八年と一九六九年のきびしい再審査にも拘らず、それらの諮問的地位に大きな変動をもたらさなかつた有力な原因の一つであ

つたといえよう。⁽⁴⁸⁾

3 一九七八年国連のNGOの再審査

一九六八年と一九六九年の国連NGOの再審査はタンザニアの発意で始まったが、ECOSOC決議一二九六(XLIV)第四〇項(b)⁽⁴⁹⁾——それは一九六八年の採択以来履行されたことがなかった——の履行を主張することによつて一九七八年の再審査を要求したのはアルゼンチンであつた。同国代表がこのような要求をだした理由は、一九七七年五月の社会委員会における同国代表の開会声明に示されているが、それによれば、世界宗教者平和会議(WCRP)、国際大学交流基金(IUEF)、バックス・ロマーナ、国際人権連合(IFRM)および国際法律家委員会(ICJ)の代表が一九七七年三月一日の人権委員会や一九七六年八月一九日の人種差別防止少数者保護小委員会において「特定の」加盟国政府を攻撃する声明を行なうか、或いは配布した、ということにあつた。⁽⁵⁰⁾特にアルゼンチン代表は、前記小委員会でも国際法律家委員会を代表して発言し、また人権委員会でバックス・ロマーナを代表して発言した人物が「同一人物」でしかも自国市民であつた点を問題とした。⁽⁵¹⁾ブラジル、ボリビア、イラク、ベネズエラ、ソ連、ウクライナ、イランおよびチリのオブザーバーはアルゼンチンの主張を支持した。⁽⁵²⁾チリ代表は「理事会はその討議の主題が特定国である場合には、あるグループを代表してその国の市民に発言させるべきではない旨をNGOに指示するべきである」と提案した。⁽⁵³⁾最終的には国連NGOの再審査を最優先事項としてNGO委員会に一九七九年一月に再審査の会期をもつことを要求し、諮問的地位に伴う諸原則のNGOによる遵守に関し、情報を提供するよう関係加盟国に求めることを事務総長に要請することとなり、ECOSOCも決定二七八(LXIII)としてこれを採択した。⁽⁵⁴⁾

しかしNGO委員会における国連NGOの再審査の結果アルゼンチン代表や支持者の不満にも拘らず、諮問的地位を否認

されたものはなかつた。その一因は、その時点での同委員会の構成にあつたといえよう。⁽⁵⁵⁾

この結果に満足しなかつたアルゼンチンはECCOSOCの一九七八年の会期が始まり、第二(社会)委員会がNGOに関する報告と勧告を取上げるや再度問題を提起したが、結局同委員会は表決なしでNGO委員会の下した決定⁽⁵⁶⁾を採択、一九七八年五月五日理事会も表決なしでその決定を採択した。

む す び

一九六八年―一九六九年および七八年の二回にわたるECCOSOCによる国連NGOの再審査はその後のNGO―国連関係に少なからざる影響を及ぼすことになつた。またそれは、一体国連NGOの役割と機能とは何かといった基本的問題を改めて提起した。

それそもNGOの特徴は、それらが本来政府の主張するいわゆる「国益」に拘束されず、それから独立した主体であること、また国境をこえた自由なしかも非営利的な人民の連帯に基づく組織である点にある。しかしNGOといえども特定国家のなかに存在している以上国家の統制や法律に服さねばならず、そこにNGOの主体性を維持し、かつ政府に対する批判者として行動する上での固有の困難性がある。問題は現在の国連にとつて、例えばILOの場合のようにNGOの存在はその存続の絶対要件でないのに対し、⁽⁵⁸⁾国連NGOにとつては国連と加盟国政府の支持はその成立と存続にとつて絶対要件であるという事実である。何故ならNGOは彼らの支持がなければ、その存在もまた国連での役割も機能も果しえないからである。⁽⁵⁹⁾チャンは過去二回の再審査を通して国連職員や政府代表のみならずNGO代表の間にさえ独立した批判者としてのNGOのアイデンティティと役割を時代遅れとみなし、NGOは国連制度に機能的に統合された附属物になることによつて国連と人民に最もよく奉仕するとする風潮が高まっていることを指摘している。⁽⁶⁰⁾しかし本稿で取上げた軍縮・平和NGOにしても

人権NGOにしてもいざれもが国家の批判者としての宿命を担っており、もしそれを放棄すれば存在理由を失うことになる⁽⁶¹⁾。従つてたとえ如何に困難であつてもそれらNGOは国連に留まり彼らの役割を果してゆくべきであらう。

- (1) 第七一条「経済社会理事会は、その権限内にある事項に関係のある民間団体と協議するため、適当な取極を行うことができる。この取極は、国際団体との間に、また、適当な場合には、関係のある国際連合加盟国と協議した後に関内団体との間に行うこととなる。」
- (2) 連盟とNGOの関係については「Consultation between The United Nations and Non-Governmental Organizations, UNITED NATIONS STUDIES 3', The League of Nations and Non-Governmental Organizations, pp. 11~14. 参照°
- (3) Homer A. Jack, "UN Special Session and Beyond," 1978, p. 96 参照°
- (4) Ibid.
- (5) The International Peace Bureau, "Call for a World Disarmament Conference, Non-Governmental Participation", 1 September 1974, Recommendations Prepared by an International Conference (Bladford Proposals), International Peace Bureau, Geneva, 1975, p. 4.
- (6) Stockholm International Peace Research Institute (SIPRI), "World Armament and Disarmament, SIPRI Year-book 1979", p. 667.
- (7) 上の提案は次の通り。「NGOは、(1)総会第一委員会をめぐってキャンザーバーの地位を認められるべきである。(2)将来の軍縮特別総会または世界軍縮会議の準備、進行および実施に加わるべきである。(3)そのような見解が加盟国や専門機関から求められた場合にはいつでも軍縮問題に関する彼らの見解や提案を事務総長に伝達するよう求められるべきである。(4)軍縮機関によつて公式、非公式の聴取の機会が与えられるべきである。(5)軍縮問題に関する多くの国連文書が与えられるべきである。(6)再検討会議の準備や進行に参加するよう求められるべきである。(7)軍縮交渉の場にある程度接近するようを認めるべきである。」SIPRI, op. cit., p. 668.
- (8) 同委員会の作業を容れようとする Report of the Review of the Role of the United Nations in the Field of Disarmament, General Assembly Official Records: Thirty-First Session, Supplement No. 36. (A/31/36) 参照°
- (9) SIPRI, op. cit., p. 669.
- (10) Homer A. Jack, op. cit., p. 97. Chart 10A, The Role of NGOs As Expressed by the Chairman of the Preparatory Committee.
- (11) 国際連合事務局編「国連軍縮年鑑」一九七七年版、十七頁。
- (12) 活用状況については「United Nations, "Disarmament", Vol. 1, No. 1, p. 57 参照°
- (13) UN Document A/32/41, paragraph II, p. 9.

(13) UN Document A/S-10/PV. 1, 23 May 1978.

(14) それは六月二日および三日の午前「NGOデー」として実施された。

(15) NGO代表の発言者数については一九八二年三月一日の申込期限までに一四〇以上の申請があり、準備委からの要請でニューヨークのNGO軍縮委とジュネーブの特別NGO軍縮委の役員一八名で構成するアド・ホック連絡グループが選考に当り、最終的に四四国際的・地域的NGO、一二国内的NGO、一七平和・軍縮調査研究機関となった。詳細についてはDisarmament Times, Vol. V No. 2 May 1982, p. 4 参照。

(16) Disarmament Times, Vol. V No.13 24 June 1982.

(17) Donald C. Blaisdell, "International Organization", 1966, pp. 80, 385.

(18) CONGO, "Report of the 13th General Assembly", Section Yellow, pp. 1, 5, 13~19.

(19) 理事国の増員と公平な地理的配分の原則に基づいて、一九六五年九月の選挙の結果欧米諸国一〇カ国、ラテンアメリカ諸国五カ国、中近東諸国二カ国、アフリカ諸国七カ国、アジア諸国三カ国となった。なおE.C.O.S.O.C 理事国数については一九七三年九月二四日発効した二回目の改正により、さらに五カ国に増員された。

(20) 憲章第二二条に基づき総会の補助機関として一九六四年一二月に発足した国連貿易開発会議(UNCTAD)、一九六六年一月発足の国連開発計画(UNDP)、一九六七年一月発足の国連工業開発機関(UNIDO)などはその代表的なものといえよう。

(21) サンフランシスコ会議での憲章第七一条の挿入に大いにあずかつて力があつたのはNGOであつた。このことは人権、教育、保健といった社会的面での国連の役割増大についてもいえる。特にアメリカの場合、農業、実業、労働、教育の代表者で構成されたABLEとよばれる作業グループが積極的に行動した。このグループを主導したジェームス・T・ショットウェルは第一次世界大戦終了時ILOの設立に参加し、政、労、使の三者が平等の立場で代表を出す制度に感銘を受け、国連はNGOと協取積極を結ぶべきだと考え、アメリカ代表団がひきいた全コンサルタントの同意をえて四点の提案をまとめ、それをアメリカ代表団に提出した。それは最初に次のことを要求していた。「E.C.O.S.O.Cおよびその委員会は随時同理事会の権限内の事項と関連のある国内および国際の主要なNGOとの会議をもち、また勧告を受理すべきである。この目的のために同機構(註、国連)の加盟国はそのような主要なNGOの代表で構成された国内諮問局 national advisory boards を設立することができる……。」

一方世界労働組合会議(WTUC)が本件に果した役割も大きい。いかにしてNGOが国連と関連づけられるかの問題は諸政府代表が国連と各種の専門機関との関係を審議していた時に起つた。その際二つの提案がソ連の反対をひき起した。当時ソ連はWTUCの設立に努め、またILOと対抗するしからも国連との公式関係をもち専門機関の一つとして新しい世界労働機構形成の過程にあつたため、現存の専門機関をIGO(政府間組織)と規定するというカナダの提案に反対した。ソ連はまたILOに特別の地位を認めるというイギリスの提案に、ILOにはソ連を含む若干の国および労働運動の重要な部分が代表されていないとして反対した。アメリカはすべての専門機関に特別の地位を与えることにもILOの役割を経済、社会の事項にまで拡大することに反対であつた。アメリカはまたいかなるNGOにも公式の関係を認めることにも反対した。一九四五年二月六日ロンドンにWTUCが産業別組合会議(CIO、アメリカ)、労働組合会議(TUC、イギリス)およびソ連の労働組合によつて招集され、組合運動の代表が総会、安保理事会、E

COSOCに参加を求める決議を採択した。一方ソ連外相モロトフはW.T.U.Cの代表を何らかの公的資格でサンフランシスコ会議に出席させようと努力したが成功しなかつた。一九四五年四月三日W.T.U.Cの指導者達(米・C.I.O、英、仏、ソ連の労組指導者)からサンフランシスコ会議の四議長(フランスを除く四大国代表団長)に覚書が送られたが、それはW.T.U.Cが公式に国連に代表されることを求めていた。しかしその要求は容れられず、いはばその妥協の結果として憲章第七一条、そして特にそれに続くカテコリーAの地位の創設が計られたのである。しかし当時アメリカの労組A.F.Lが何らの国際組織にも加盟しておらず、そのアメリカ代表団が国内NGOの憲章第七一条への挿入を提案し、それが認められた。当時ソ連外相モロトフがILOの影響力をへらし、できればそれに代るべきものとしてW.T.U.Cを支持したことは事実であるが、W.T.U.C後の世界労連(W.F.T.U)は一九四五年には未だ共産主義者の機関ではなく前述のように共産、非共産主義者双方の労組を含まれていた。当時連合国の労組指導者達は政治指導者に劣らず、世界平和と繁栄のため戦時の盟友とともに働く可能性を心に描き、世界の労働者の運命が決められる政府代表からなる理事会に席を要求する権利があると考へていたのである。チャム・ペーレンはW.T.U.Cを行なひたし連の運動は国連制度にNGOを持つべきようとした最も大胆かつ強力で、しかも想像力に富んだ試みであると高く評価している。Chiang Pei-heng, "Non-Governmental Organizations at the United Nations, Identity, Role, and Function" 1981, pp. 39-49. 参照。類書が少ないなかで国連NGOに関する包括的文獻として本論稿も同書に負り所が多い。

- (21) C O N G O "Report of the 13th General Assembly", Section Yellow, p. 37.
- (22) Chiang, op. cit., p. 231.
- (23) UN Document E/1697, Add. 1, 4-45 E/1775, Report of the Council Committee on NGOs: 4-45 ECOSOC resolution 334A (X I), 20 July 1950.
- (24) UN Document E/C.2/SR, 84 (Restricted), 13 July 1950, p. 6
- (25) UN Document E/2251, 26 February 1954, Report of the Council Committee on NGOs 4-45 ECOSOC resolution 529 B (XVII), 6 April 1954.
- (26) UN ECOSOC, Official Records, 40th Session, 1, 415th meeting, 4 March 1966. 4-45 UN Documents E/L. 1110, E/4166.
- (27) 例えば、一九五五年にはNGO委員会における非西側国はソ連一カ国であり、それ以外は中華民国、フランス、イギリス、アメリカ、オランダ、ネズエラであった。しかし一九六八年には議長国のスウェーデンの他にはチェコスロバキア、ソ連、インド、フランス、イギリス、アメリカ、モロッコ、シハラ、ローネ、タンザニア、フィリピン、パナマ、ネズエラと未だ幸じて西側が多数を占めた。しかし一九六九年初頭のメンバーの交代で遂に西側は多数を失つて行った。
- (28) UN Document E/4321, 1 May 1967, Report of the Council Committee on NGOs, 4-45 E/C. 2/SR 215—219, 30 March-25 April 1967.
- (29) The International League for the Rights of Man (一九六七年) the International League for Human Rights と改称)
- (30) UN Document E/4321, 1 May 1967, Report of the Council Committee on NGOs, 4-45 E/C. 2/SR 215—219, 30 March—25 April 1967.

1967.

- (32) UN ECOSOC, Official Records, 42nd Session, 1, 476th meeting, 5 June 1967, p. 89.
- (33) 国連とNGOとの協議取極については、すでに大要が一九四六年六月に定まっていたが、その後一九五〇年一二月に総会決議二八八B(X)として国連NGOに関する原則が定められ、それは一九六八年五月第一九回総会において決議二九六(XLIV)が採択されるまでNGOとの協議取極の基礎になっていた。斎藤鎮男著「国際連合の新しい潮流—国際秩序の構造変化への対応—昭和五四年、一二四頁参照。
- (34) UN ECOSOC, Official Records, 42nd Session, 1, 477th meeting, 5 June 1967, p. 1.
- (35) ECOSOC Resolution 1225 (XLII), Non-governmental organizations: applications and reapplications for consultative status, 1, 478th plenary meeting, 6 June 1967.
- (36) 一九六八年一月二三日NGO委員会第三四会議で採択された八項目質問書(UN Document E/C.2/R.38, Annex, 4 September 1968)は一九六八年初頭に各国連NGOに送られた。そして得られた回答を基礎に場合によつてはNGOの諮問的地位の変更の可能性をも含めて各組織の審査が開始された。
- (37) UN Document E/4485, 6 May 1968, Report of the Council Committee on NGOs ㊦㊧ UN ECOSOC, Official Records, 44th Session, 1, 517th to 1, 524th meetings, 20—27 May 1968.
- (38) 一九六八年にECOSOCは一九六九年一月一日から一カ年の任期で以下の二三カ国を選出した。ブルガリア、フランス、インド、インドネシア、ジャマイカ、リビア、シエラ・レオーネ、トルコ、ソ連、イギリス、タンザニア、アメリカ、ウルグワイ(ジャマイカは理事会に一九六九年まで委員会に出席不能を通知、交代の選挙は一九六九年まで延期)。選出された二三カ国中新メンバーはインドネシア、トルコ、ウルグワイ、ブルガリア、リビア、交代した国は「モロッコ、パナマ、フィリピン、スエーデン、ベネズエラ、チエコスロバキア、再任国はフランス、イギリス、アメリカ、インド、マハラネーネ」連「タンザニア」のみだ。
- (39) Chiang, op. cit., p. 174.
- (40) UN ECOSOC, Official Records, 46th Session, 1, 586th meeting, 22 May 1969, p. 2
- (41) UN Document E/4647, Annex II, pp. 1~2. ㊦㊧ UN Document E/SR. 1582, 18 May 1969, p. 8.
- (42) 「三大項 NGOのECOSOCとの諮問的地位およびロスターへのそれらの登録は、次の場合が三年以下の停止もしくは撤回される。
- (a) もしその組織が憲章の諸原則に反し、かつ相いれない国連加盟国に対するいわれのないか或いは政治的動機に基づく行為に計画的に従事することによつて明らかにその諮問的地位を濫用した場合。」
- (43) 例えは UN ECOSOC, Official Records, 46th Session, 1, 594th meeting, 2 June 1969, p. 1.
- (44) ソ連は例えは国際人権連盟を自国から追放された裏切者が彼の以前の故国を中傷するために集つて作った組織に過ぎないと非難している。Ibid.
- (45) この再審査の過程で最も積極的かつ雄弁に人権擁護組織を弁護した一人はウルグワイ代表のメドロ・R・メロであった。例えは、彼は「批判の重要な

国際連合と非政府組織

一三三 (三七一)

な意義を強調し「……もしこの権利が歴史を通して実行されなかつたならばアメリカ合衆国は今なおイギリスの植民地であり、ソ連は存在しなかつたであろう。世界における進歩や出来事を決定したのは意見の多様性であつた……」(UN ECOSOC, Official Records, 46th Session, 1, 583rd meeting, 19 May 1969, p. 6) とのべるなど再三にわたつて発言している。

(45) しかしこの様な激しいNGOに対する攻撃にも拘らず、結局NGO委員会、ECOSOCのいずれにおいても表決の結果これら組織が諮問的地位を否認されることはなかつた。即ち、国際法律家委員会および国際人権連合をそれぞれカテゴリーⅡにおくという委員会の動議については9対2、7対3棄権して承認され、またECOSOCにおける上記二組織に諮問的地位を認めないとの動議はそれぞれ4対21、3対13棄権7で否決された。Chiang, *op. cit.*, p. 178.

(47) *Ibid.*, pp. 184-5.

(48) この再審査において一六六の国連NGOが審査の対象になつたが、大多数のNGOの諮問的地位に変動はなかつた。ただこの機会にそれまでのカテゴリーA、Bおよびレジスターの名称が、カテゴリーⅠ、Ⅱ、ロスターと改められ、四つのNGOが以前のカテゴリーBからカテゴリーⅠに移され、少数のものがレジスターからカテゴリーⅡへ、またカテゴリーBからロスターに移された。UN Document E/4647, Chiang, *op. cit.*, pp. 182-3.

ただユダヤ機関調整委員会(CBJO)の諮問的地位については結論に達せず最終的には一九七〇年NGO委員会、ついでECOSOCでの討論の結果それをカテゴリーⅡに留めることを決定した。*Ibid.* またこの再審査の結果に不満であつたソ連その他はその理由を挙げその旨の声明を発表した。

UN Document E/4647 Annex II Text of statement submitted by members of the Committee expressing their views as to the manner in which the Committee undertook its view.

(49) 「四〇項、委員会の職務には次のものが含まれる。

(b) カテゴリーⅠおよびⅡの諮問的地位にある組織は四年毎に彼らの活動、とくに彼らが国連の事業に与えた支持に関し、簡単な報告を事務総長を通じてNGO委員会に提出しなければならぬ。委員会による同報告およびその他の然るべき情報の検討の結果に基づき、委員会は委員会が適当と認めた組織の地位の再割当てを理事会に勧告することができる。但し特別の場合には、委員会は定期の報告提出期間にカテゴリーⅠもしくはⅡもしくはロスターの個々の組織がそのような報告を請求することがある。」

(50) UN Document E/AC. 7/SR. 805, 4 May 1977, pp. 6-8.

(51) アルゼンチン政府は、国際法律家委員会が、一九七六年八月一日に人種差別防止少数者保護小委員会で国際テロリスト運動のアルゼンチン支部員をその代表として発言させ、また一九七七年三月一日にバックス・ローマーナが人権委員会の第三会期に同一人物にその代表として発言させたことを問題にした。「しかもそのいづれの場合も彼は同政府に『政治的』な『いわれのなき』攻撃を加えた。NGO委員会はこれら二組織が彼らの行動がその諮問的地位の停止または撤回に適當か否か検討すべし」と要求した。UN Document, E/C. 2/R. 50/Add. (Restricted) pp. 2-6.

(52) NGOによる国連機関内における人権侵害の告発はイデオロギーの相異を越えて左右両翼の加盟国に共同行動をとらせる数少ない問題の一つといえよう。特に西側の人権NGOは全くイデオロギー的には対立するアルゼンチンとソ連の双方から敵意ある攻撃を受け、彼らは共同してこれらNGOの諮

問的地位の撤回に努めたのである。

- (53) NGO 委員会は報告の採択に當りて、NGO に国連機関への「彼らの代表の選考に當りて特別の注意を払う」よう訴える勧告を行った。UN Document F/1978/13, p. 4.
- (54) UN ECOSOC, Official Records, 63rd Session, 2,085th meeting, 4 August 1977.
- (55) 即ち、一九七八年一月一六日と二七日開かれた会期に出席した NGO 委員会のメンバー、チリ、キューバ、チエコスロバキア、フランス、ガーナ、イラク、日本、ケニア、スエーデン、チュニジア、ソ連、イギリス、アメリカの一三カ国中人権 NGO を擁護した国がフランス、ガーナ、日本、ケニア、スエーデン、チュニジア、イギリス、アメリカと辛じて多数を占めた。
- (56) UN Document E/1978/C.2/SR. 1, 13 April 1978 及び SR. 2.
- (57) UN Document E/1978/SR. 15, 9 May 1978, p. 2.
- (58) 一九四八年および四九年パリで二回にわたり「NGO の法的地位に関する国連検討委員会」が開かれたが、国連は遂に NGO を国連の不可欠の一部と考える段階に到らなかつた、といふ。J. J. Lador Lederer, "International Group Protection, Aims and Methods in Human Rights", 1963, p. 412.
- (59) NGO が ECOSOC に諮問的地位を与えるためには NGO 委員会ならびに ECOSOC の承認が不可欠であるし、また憲章第七一条に規定された諮問 consultation としてもカテグリー I の NGO が ECOSOC の議題に加えてほしい事項があつても、その妥当性を検討し、それを承認するか否かの決定権は NGO 委員会であり、その拒否されればそれは実現しない。J. J. Lador Lederer, op. cit., p. 407.
- (60) Chiang, op. cit., p. 207.
- (61) NGO は国連や加盟国と違つて彼らを批判することによつて国連での地位を失うおそれに絶えず直面しているが、しかしそれを恐れて必要な場合にそれを行なわなければその存在理由を失うかも知れないのである。